

健康福祉 2 1 市民会議 福祉ひろば（地域福祉）専門員会について

1 趣旨

- (1) 松本市健康福祉 2 1 市民会議条例に基づき、市民会議の事務局に、福祉ひろば（地域福祉）に関する専門員会を設置します。
- (2) 専門員会には市民が参画し、職員とともに調査・研究・課題分析し、計画原案等を作成します。

2 福祉ひろば（地域福祉）専門員会の役割

- (1) 社会福祉法第 107 条に定める「地域福祉計画」の策定と進行管理について協議します。
- (2) 福祉ひろば事業の方向性について協議します。
- (3) 「災害時要援護者支援プラン」等の地域福祉推進について調査・研究、協議します。
- (4) その他必要に応じて調査・研究を実施します。

3 福祉ひろば（地域福祉）専門員会の構成

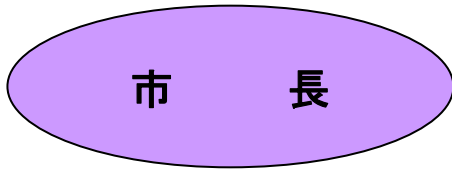
- (1) 専門員は、市民と関係職員で構成します。
- (2) 関係職員は、健康福祉部のほか関連する部署からも参加します。
- (3) 市民委員の互選により会長 1 名、副会長 1 名を選出します。
- (4) 幅広い分野から、役職にとらわれず事務局として活動できる人を選出します。
- (5) 女性の意見も反映されるよう人選を考慮します。
- (6) 必要に応じて、検討する分野の専門家もオブザーバー参加できます。

4 会議の開催

- (1) 必要に応じて年に数回程度開催します。
- (2) 庶務は福祉計画課が担当します。

5 任期

専門員の任期は令和 2 年 8 月 7 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで間とし、現在の所属に変更があっても任期は継続します。



諮問
協議

答申
提言

健康福祉21市民会議

<p>1 構成(20人以内) (1) 一般公募者 (2) 保健医療関係者 (3) 福祉関係者 (4) 学識経験者</p>	<p>3 役割 次の事項に関する総合的な審査、審議及び調査 (1) 思いやりとふれあいの福祉社会づくり ア 福祉文化のまちづくりの推進 イ 高齢者福祉の充実 ウ 子育て環境づくり エ 障害者(児)福祉の充実 オ 援護を要する人の自立支援 (2) 生涯にわたる健康づくりと地域医療の充実 ア 生涯健康づくりの推進 イ 医療体制の充実</p>
<p>2 任期 2年間 後任委員の任期は、 前任者の残任期間</p>	

調査
研究

提案
報告

事務局

<p>1 構成 (1) 専門員 (2) 市職員</p>	<p>3 役割 (1) 健康福祉分野の計画策定に関すること (調査、研究、課題分析、原案作成等) (2) 健康福祉施策の推進に関すること (事業の立案、調整、評価等) (3) その他健康福祉に関すること</p>
<p>2 任期 2年間</p>	

分野別専門員会

福祉ひろば(地域福祉)専門員会	介護保険・高齢福祉専門員会	障害者福祉専門員会	健康・母子専門員会	子育て環境専門員会
【福祉計画課】	【高齢福祉課】	【障害福祉課】	【健康づくり課】	【保育課】

<p>1 全体会議 (1) 代表を専門員の中から選出し、会議の進行及び調整役を務める。 (2) 副代表を職員の中から選出し、代表を補佐する。</p>	<p>2 個別会議 調査、研究等の部門ごとに、必要に応じて個別会議を開催することができる。</p>
---	---

○松本市健康福祉21市民会議条例

平成13年6月26日

条例第54号

(設置)

第1条 市民の健康及び福祉に関する事項について審議等をするため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、松本市健康福祉21市民会議(以下「市民会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項について審議及び協議をするほか、市長に対し提言をすることができる。

(1) 思いやりとふれあいの福祉社会づくりに関すること。

ア 福祉文化のまちづくりの推進

イ 高齢者福祉の充実

ウ 子育て環境づくり

エ 障害者(児)福祉の充実

オ 援護を要する人の自立援助

(2) 生涯にわたる健康づくりと地域医療の充実に関すること。

ア 生涯健康づくりの推進

イ 医療体制の充実

(3) 健康及び福祉にかかわる計画策定等に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市民の健康及び福祉に関すること。

(組織)

第3条 市民会議は、委員20人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 公募者

(2) 保健医療関係者

(3) 福祉関係者

(4) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 市民会議は、過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 市民会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(事務局)

第6条 市民会議に事務局を置き、事務局に関する事務は健康福祉部において処理する。

- 2 事務局に事務職員として市職員を置くほか、第2条に規定する事項にかかわる事務を行うため、健康及び福祉に関する分野から市長が任命した健康福祉専門員を置く。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(松本市社会福祉審議会条例の廃止)

- 2 松本市社会福祉審議会条例（昭和39年条例第51号）は、廃止する。

(委員の任期に関する特例)

- 3 この条例の施行後最初に任命する委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、任命の日から平成15年3月31日までとする。